

確認事項兼同意書

1. 町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示していただきます。
2. 入園希望者については、提出していただいた書類をもとに入園選考を行います。選考の結果、希望通りにならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
3. 住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は、すみやかに連絡願います。
4. 育児休業中の申込みにより入園となった場合、入園日より概ね1ヵ月以内を目安に復職となります。また、入園中に新たに育児休業を取得する場合、入園児童の保育施設の継続利用は原則として1年(保育短時間での利用)となります。
5. 求職活動や出産等を事由として保育施設等を利用する場合、認定期間が制限されません。認定期間内に必要書類の提出がない場合、認定期間の満了をもって退園となります。
6. 児童手当法第21条第1項または第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいう。以下同様。)の額から、町または入園する施設に対して納入すべき義務がある未納分の費用(保育料等)がある場合は、当該児童手当等の支払期日をもって町が支払いに充てます。

児童の教育・保育施設利用にあたり、上記事項についてすべて確認し、同意します。

令和 年 月 日

申込児童名 _____

保護者 _____